

地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）の廃止に伴う代替措置について

【関係省庁】 内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省

今般の平成 23 年度予算の概算要求において、「**地域再生基盤強化交付金（内閣府）**」（平成 22 年度予算額 1,034 億円）が廃止されていますが、それに対する特段の**代替措置が講じられていません**。

このことは、同交付金によって実施中の事業に深刻な影響を及ぼすこととなることから、必要とする社会資本整備を計画的に実施できるように、次のとおり要望します。

<内閣府の概算要求>

- **地域再生基盤強化交付金 廃止（平成 22 年度 1,034 億円）**

<京都府からの要望>

- **汚水処理施設整備予算の代替措置**

地域の生活環境の改善に不可欠である汚水処理施設については、地域再生法で認定された地域再生計画に基づき、「**地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）**」等を活用して計画的に整備しているところであり、同交付金の廃止により事業に支障を生じさせることがないように、**地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）に相当する財源を確保**してください。

<京都府内の市町村の 23 年度事業計画>

	総事業費 22～26	平成 23 年度の事業計画
亀岡市	2,120 百万	集落排水・浄化槽の整備
舞鶴市	3,704	公共下水道・浄化槽の整備
宇治市	3,199	公共下水道・浄化槽の整備
宇治田原町	635	公共下水道・浄化槽の整備
伊根町	1,740	集落排水・浄化槽の整備

京都府の現状・課題等

◆地域再生基盤強化交付金

- ・地域再生基盤強化交付金は、地方からの具体的な要望に基づき、**省庁（国土交通省・環境省・農水省等）の所管を越えて類似の補助金を整理統合し、創設されたもの**
- ・地方公共団体が作成する概ね 5 ヶ年を期間とする計画を内閣府が認定する仕組みの下、**内閣府に予算の一括計上**がなされている。
- ・地域の経済基盤の強化や生活環境整備などのために活用しており、道、污水处理、港の 3 分野がある（府内の活用例は污水处理のみ）
- ・事業の進捗に応じ**類似※する施設間の予算の融通**や年度間の事業量の調整ができるなど**地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金**である。

※国土交通省（下水道）、農林水産省（集落排水）、環境省（浄化槽）

【京都府の担当部局】

文化環境部	水環境対策課	075-414-5206
農林水産部	水産課	075-414-4994